

北上市インフラ資産マネジメント推進委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 7 月 31 日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市インフラ資産マネジメント推進委員会規程の一部を改正する訓令

北上市インフラ資産マネジメント推進委員会規程（令和元年北上市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 3 条、第 6 条関係）		別表（第 3 条、第 6 条関係）	
委員	幹事	委員	幹事
〔略〕		〔略〕	
危機管理監	〔略〕	危機管理監	〔略〕
まちづくり部長	〔略〕	<u>財務部技監</u>	
〔略〕		まちづくり部長	〔略〕
		〔略〕	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この訓令は、令和 6 年 7 月 31 日から施行する。